

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、皆様とともに
70
Anniversary
労働新聞社

安全ステップ

特集Ⅰ

意識高める現場の災害防止対策

安全施工サイクルに落とし込み

(仮称) MM 37 タワー新築工事
鹿島・フジタ・馬淵・大洋JV

特集Ⅱ

安全表示で「見える化」を

高齢者、外国人の災害防止に効果

＜対談＞厚労省・中災防

ニュース

措置義務対象の拡大へ

厚労省報告書 化学物質規制見直しで

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2385

2021

9

1



事務所の布団を片付け中に転倒

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 愛知会
鈴木孝一 社会保険労務士・行政書士事務所

所長 鈴木 孝一

第332回

■ 災害のあらまし ■

Aさんは、住宅型有料老人ホームと訪問介護サービスを行っている老人福祉・介護事業会社のパート勤務の営業職。就業先の事務所で事務処理に従事していた際、社長から来客があるので隣の部屋にある仮眠用の布団を片付けて、部屋の掃除をするよう指示があった。事務処理を一旦中断し、作業にかかったところ、布団は押し入れの上段の棚に仕舞わなければならなかった。近くに椅子があったことから、布団を持ちながらこれに乗ったが、キャスター付きであったためバランスを崩して落ち、左肩を強打した。しばらく動けないでいたら、同僚が見つけてすぐに救急車で病院に運ばれた。左上腕部が骨折しており、手術が必要であった。

■ 判断 ■

被災したのは事務所施設内であり、事業主の支配管理下にあり、業務時間内であった。また社長である事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあって、通常業務ではないものの、社長の指示による業務に従事しているときの被災であるため、業務遂行性が認められ、**業務上災害**となった。

■ 解説 ■

Aさんは、入社間もないパート従業員で、事業所内の設備や業務になれておらず、社長や同僚からの指導を受けながら、日々の業務を行っていた。この日は、午前中から先輩の指導を受けながら事務処理を行っており、午後になって、社長から隣の部屋でお客と打ち合わせをするので、仮眠用に置いてある布団を片付けて、部屋を掃除するよう指示があった。

仮眠用の布団は、いつもは押し入れに入っており、その日は誰かが仮眠するのか、部屋に出してあったようだ。押し入れの上段に入れるには、手が届かなかったために、事務所内の椅子を使って収納しようと思った。社長や先輩からは特段の指示はなく、本人の判断で近くにあった椅子を持ってきて、布団を抱えた状態で椅子に乗って作業をしたところ、キャスター付きであったのでバランスを崩して落ち、左肩を強打してしまった。後から考えれば、キャスター付きの椅子は、動きやすく不安定であり、危険な行為であった。

しばらくその場で動けないでいると、同僚が見つめて動けなくなっているのを確認して、社長に報告し、すぐに救急車を呼んだ。病院に運ばれて、診察したところ、左上腕部が骨折しており、直ちに手術が必要であった。運ばれた病院で、手術の準備中、検査の結果、アレルギー症が判明し、この病院では対応できないので、対応できる医療センターまで転院して、手術することとなった。手術は無事に成功し、入院することとなった。入院は2週間程度必要で、退院後もリハビリがいることとなった。

社長から連絡を受けた社労士は、すぐに事業所を訪問し、社長および現認者である同僚から状況を確認し、また入院先の医療センターを訪問して本人に面会し、本人からも状況を確認した。

療養補償給付を受けるためには、業務が原因であり、傷病が業務との間に相当因果関係が必要である。すなわち業務起因性があるかどうかだ。

また、労働者が事業主の支配下にあり、かつ、施設管理下であって、業務に従事しているときなどの業務遂行性が認められなければならない。



今回の場合は、関係者からのそれぞれの状況を確認したうえ、上記のように業務遂行性が認められ、業務起因性が成立すると考えられる。

社労士は、直ちに療養補償給付たる療養の給付請求書（様式5号）と療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式6号）を作成し、救急車で運ばれた最初の病院には療養の給付請求書を、転院先の医療センターには指定病院等（変更）届をそれぞれ訪問して、病院経由で所轄労働基準監督署に提出するよう依頼した。

この手続きは、労災指定病院から別の労災指定病院に転院する場合の手続きで、どちらかが労災指定病院などでなければ、手続きは異なる。

また、社労士は、災害の状況を所轄労基署に報告するため、労働者私傷病報告も作成して提出した。

なお、業務上災害で、休業が4日以上になっているので、休業補償給付支給請求書・休業特別支給申請書（様式8号）を作成し、休業した日の翌日から2年以内に、賃金台帳、出勤簿の写しを添付して、所轄労基署に提出することにした。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp